

## 滋賀県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案について

### 1 改正の理由

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた本県の地域再生計画に記載された地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って一定の設備を取得した認定事業者に対して課する県税について不均一の課税をするため、滋賀県税の課税免除に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

#### (1) 題名を改めることとします。（題名関係）

「滋賀県税の課税免除に関する条例」→「滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例」

#### (2) 地方活力向上地域内において本県の地域再生計画が公示された日から平成30年3月31日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に一定の特別償却設備を新設し、または増設したものに対して課する事業税および不動産取得税の税率を次のとおりとする課税の特例措置を講ずることとします。（第5条関係）

ア 事業税 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）第38条の3または第38条の7の4に定める税率に、次の表の左欄に掲げる年度または年の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じた税率

年度または年の区分	割合
初年度または初年	2分の1
第2年度（初年度の翌年度または初年の翌年）	4分の3
第3年度（第2年度の翌年度または翌年）	8分の7

イ 不動産取得税 滋賀県税条例第39条の3に定める税率に2分の1を乗じた税率

#### (3) この条例は、公布の日から施行することとします。

### 3 適用の要件等

(1) 対象となる事業者 本県の地域再生計画の公示日から平成30年3月31日までの間に、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画について県の認定を受けた個人事業者または法人

(2) 対象となる事業 認定事業者が認定を受けた特定業務施設整備計画に基づき特定業務施設を新設し、または増設するもの（認定事業者が当該計画の認定を受けた日から2年間の期間に新設し、または増設するものに限る。）

ア 移転型事業 東京23区から本県に特定業務施設を移転するもの（事業税および不動産取得税で適用）

イ 拡充型事業 地方にある企業の本社機能の強化（特定業務施設の拡充）を行うもの（不動産取得税で適用）

(3) 対象となる特定業務施設 ①調査・企画部門等の事務所、②研究所または③研修所

(4) 対象となる地方活力向上地域 県の地域再生計画に記載された県内の区域（住宅地、山林

等を除く県内全域)

#### 4 地域再生計画の概要と税制上の措置の必要性

- (1) 地域再生計画 地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進することを目的として、企業立地を促進し、または拡充させるための支援体制の構築、初期費用の負担軽減等を図る事業計画を定めたもの。
- (2) 税制上の措置の必要性 地域再生計画の趣旨に基づき、認定事業者が実施する移転型事業および拡充型事業に対して、当該事業者を支援するため、税制上の特例措置を講じる必要がある。

滋賀県 今回追加しようとする不均一課税(案)の概要

	区域	区分	対象事業者	期間	対象税目	不均一の内容	不均一の要件	
不均一課税	地方活力向上地域	移転型 *東京23区から滋賀県に特定業務施設を移転するもの	地域再生計画の認定公示日から平成30年3月31日までの間に、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者	対象事業者が認定を受けた日から2年以内	事業税	○事業税（3年間） （初年度） [標準税率×1/2] （2年度） [標準税率×3/4] （3年度） [標準税率×7/8]	新設または増設した設備に係る従業員の数をもとに一定の算式で計算した額	
		不動産取得税			○不動産取得税（課税年度） [家屋:4%→2%] [土地:3%→1.5%]	特別償却設備である家屋およびその敷地		
		拡充型 *滋賀県において特定業務施設を拡充するもの			不動産取得税	○不動産取得税（課税年度） [家屋:4%→2%] [土地:3%→1.5%]	特別償却設備である家屋およびその敷地	地方活力向上地域内において特定業務施設の用に供する特別償却設備(取得価額が3,800万円(租税特別措置法による中小事業者、中小企業者および中小連結法人は1,900万円)以上の減価償却資産)を新設または増設した場合

※地方活力向上地域：滋賀県の地域再生計画に設定されている県内全域（住宅地、山林等を除く）

※特定業務施設：①「調査・企画部門」「情報処理部門」「研究開発部門」「国際事業部門」「その他管理業務部門」のいずれかを有する事業所,②研究所,③研修所のいずれかの施設

滋賀県税の課税免除に関する条例 新旧対照表

旧	新
<p><u>滋賀県税の課税免除に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</p> <p><u>第6条第1項</u>の規定に基づき、滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号。以下「県税条例」という。)の特例を設け、県税の課税の免除_____</p> <p>_____に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(新設)</p> <p>第3条および第4条 省略</p> <p>(新設)</p>	<p><u>滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</p> <p>第6条 _____の規定に基づき、滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号。以下「県税条例」という。)の特例を設け、県税の課税の免除<u>および不均一</u>の課税に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>(3) <u>地方活力向上地域 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域として同法第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載された県内の区域をいう。</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) <u>第3種特別償却設備 地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法第10条第6項第4号に規定する中小事業者、同法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者および同法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円)以上のものをいう。</u></p> <p>第3条および第4条 省略</p> <p><u>(地方活力向上地域における県税の不均一課税)</u></p> <p>第5条 <u>地方活力向上地域内において、地域再生法第5条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事</u></p>

業に関する事項が記載されたものに限る。) が同条第19項の規定に基づき公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。)から平成30年3月31日までの間に、地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定める税率により不均一の課税をする。

(1) 事業税(地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合であつて、当該第3種特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度以後3年の各事業年度または当該日の属する年以後3年の各年の所得または収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。)のうち当該第3種特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課するものに限る。) 県税条例第38条の3または第38条の7の4に定める税率に、次の表の左欄に掲げる年度または年の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た税率

年度または年の区分	割合
初年度または初年	2分の1
第2年度(初年度の翌年度または初年の翌年をいう。以下同じ。)	4分の3
第3年度(第2年度の翌年度または翌年をいう。)	8分の7

(2) 不動産取得税(第3種特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するものに限る。) 県税条例第39条の3に定める税率に2分の

1 を乗じて得た税率

2 前項第1号の第3種特別償却設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によつて計算した額の合算額とする。

(1) 電気供給業、ガス供給業または倉庫業に係る所得または収入金額

法人または個人に課する事業税の課税標準となるべき事業年度または年に係る所得または収入金額

$\frac{\text{新設し、または増設した第3種特別償却設備に係る固定資産の価額}}{\text{第3種特別償却設備を新設し、または増設した者が県内に有する事務所または事業所の固定資産の価額}}$

(2) 鉄軌道事業に係る所得

法人または個人に課する事業税の課税標準となるべき事業年度または年に係る所得

$\frac{\text{新設し、または増設した軌道のうち第3種特別償却設備に係る軌道の延長キロメートル数}}{\text{軌道を新設し、または増設した者が県内に有する軌道の延長キロメートル数}}$

(3) 前2号に掲げる所得または収入金額以外の所得または収入金額

法人または個人に課する事業税の課税標準となるべき事業年度または年に係る所得または収入金額

$\frac{\text{新設し、または増設した第3種特別償却設備に係る従業者の数}}{\text{第3種特別償却設備を新設し、または増設した者が県内に有する事務所または事業所の従業者の数}}$

3 前項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数および従業者の数の算定については、地方税法第72条の48第4項から第6項まで、第9項および

<p>(申請書の提出)</p> <p>第5条 前2条の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～3 省略</p> <p>(新設)</p>	<p><u>び第10項ならびに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準および所得の算定の例による。</u></p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第6条 前3条の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～3 省略</p> <p><u>(不動産取得税の税率の特例)</u></p> <p>4 公示日から平成30年3月31日までの間に第3種特別償却設備の敷地である土地の取得が行われた場合における当該土地に対して課する不動産取得税についての第5条の規定の適用については、同条第1項第2号中「第39条の3」とあるのは、「付則第8条の2第1項(土地の取得に係る部分に限る。)」とする。</p>
--	---